

**「令和5年度タワーヤード実証事業（下げ荷集材モデル）業務委託」**  
**プロポーザル公募要領**

**1 業務名称**

令和5年度タワーヤード実証事業（下げ荷集材モデル）業務委託

**2 目的**

本県の充実した森林資源を活用し、県産木材による自立分散型社会の実現に向けた林業の競争力強化には、新たに効率的な作業システム（低コスト林業システム）を構築し、皆伐による素材生産と確実な再生林を推進することが重要である。

本県では、これまで高密度路網を配置し、車両系作業システムによる素材生産が行われているが、急傾斜地での人工林ではこれに加え、新たにタワーヤードによる架線系作業システムを組み合わせることで、皆伐による素材生産量の増大が期待できる。

このため、タワーヤードによる全木集材を試行的に実施し、架線系作業システムの本県へ適応について実証（以下「実証事業」という。）するものである。

**3 業務内容**

別添「令和5年度タワーヤード実証事業（下げ荷集材モデル）業務委託仕様書」のとおりとします。

（詳細は選定された事業者と協議の上決定）

**4 見積限度額**

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

- (1) この見積限度額は、あくまで本プロポーザルにおける企画提案書作成のための積算条件の一つであり、この範囲内で積算すること。
- (2) 応募に要する経費は提案者の負担とする。
- (3) 選定された事業者におかれては、選定された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書を提出する。

**5 契約期間**

契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで

**6 応募資格**

次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと

- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと
- (4) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- (5) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと
- (7) 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

## 7 スケジュール

- (1) 募集開始 令和 5 年 5 月 26 日 (金)
- (2) 質問受付 令和 5 年 5 月 29 日 (月) ～ 6 月 2 日 (金) 17 時必着
- (3) 質問への回答期限 令和 5 年 6 月 7 日 (水)
- (4) 企画提案書提出期限 令和 5 年 6 月 14 日 (水) 17 時必着
- (5) 書面審査 令和 5 年 6 月 15 日 (木)
- (6) 委託予定事業者決定・通知 令和 5 年 6 月 16 日 (金) 予定
- (7) 契約締結 令和 5 年 6 月 19 日 (月) 予定

## 8 質問受付

企画提案に係る質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和 5 年 5 月 29 日 (月) ～ 令和 5 年 6 月 2 日 (金) 17 時必着
- (2) 提出方法 質問票 (様式 1) を電子メールにより送信

提出先：e-mail：[rinshin@pref.gunma.lg.jp](mailto:rinshin@pref.gunma.lg.jp)

件名：「令和 5 年度タワーヤーダ実証事業 (下げ荷集材モデル) 業務委託に係る質問について+ (事業者名)」とする。

※「12 問い合わせ先」まで電話にて必ず着信確認のこと。

- (3) 質問に対する回答について  
質問内容と回答は令和 5 年 6 月 7 日 (水) までに県ホームページに掲載する。

## 9 企画提案書の提出

本公募への参加を希望する事業者は、次のとおり企画提案書を提出してください。

- (1) 提出書類
    - ア 企画提案書表紙 (様式 2)
    - イ 企画提案書本体 (様式任意)
- ※予定する実証事業への取組内容がわかる資料を添付のこと。また、予定する作業工程表及びスケジュールを記載すること。

ウ 業務実施体制表（様式3）

エ 委託費用見積書（様式任意）

※宛名は、「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

※見積額が上記4の見積限度額を超えた場合は失格とする。

オ タワーヤードに関する資料（カタログ等）

カ 実施フィールドに関する資料（図面）

キ 皆伐実施に関する承諾状況が確認できる書類

※森林経営計画の写し、森林所有者との承諾書等

ク 会社概要等、応募事業者の概要が分かる資料

ケ 事業実績（任意様式）

※当該業務に類するタワーヤードによる全木集材の実績に関わるものを明記すること。

コ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式4）

サ 法人登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

シ 決算書（貸借対照表及び損益計算書）（直近1期分（半期決算の場合は2期分））

※コ～シについて、群馬県の「令和4・5年度物品等契約資格者名簿」掲載者は提出不要です。

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(2) 提出方法 原則、電子メールにより送信してください。なお、1回の送信のファイルサイズは7MB以内とする。

提出先：e-mail：[rinshin@pref.gunma.lg.jp](mailto:rinshin@pref.gunma.lg.jp)

件名：令和5年度タワーヤード実証事業（下げ荷集材モデル）業務委託に係る企画提案書＋（事業者名）」としてください。

※「12 問い合わせ先」まで電話にて必ず着信確認のこと。

※持参又は郵送による提出を希望される場合には、「12 問い合わせ先」まで電話にて御連絡ください。

(3) 提出期限 令和5年6月14日（水）17時（必着）

(4) 提出書類の取扱い

- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。
- ・提出書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(5) その他注意事項

- ・提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。
- ・事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画案を無効にし、契約締結後に判明した場合には、契約を解除することがある。また、これにより

県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

- ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出をすること。
- ・このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とすること。

## 10 審査

### (1) 審査方法

県において、企画提案書の内容を審査する。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しない。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがある。

### (2) 審査項目

下記の項目により審査を行い、受託の優先交渉者を決定する。

- ・業務目的の理解度に関すること  
(フィールドの選定、機種を選定、信頼度)
- ・事業推進体制等に関すること  
(実績、業務遂行力、作業スケジュールの実現可能性等)
- ・企画提案内容に関すること  
(企画力、情報収集、分析精度等)
- ・積算に関すること  
(見積額及び積算内訳)
- ・総合評価

### (3) 審査結果の通知

- ・全応募者に対し書面で通知する。
- ・通知日：令和5年6月16日(金)(発送予定)

## 11 契約

- ・前記10において決定された者を、優先交渉者とする。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定する。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合において、受託者の損害を補償することはいたさない。

## 12 問い合わせ先

群馬県環境森林部森林局林業振興課 荒井

(住所) 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

(電話) 027-226-3239 (平日の 8:30~17:15。但し、12:00~13:00 を除く)

(FAX) 027-223-0154

(E-mail) rinshin@pref.gunma.lg.jp